

フルールトレシック認定 着物ドールリウム®認定講座受講規約

着物ドールリウム®は意匠登録・商標登録取得済み。
(登録意匠第 1634088 号・登録意匠第 1634089 号)
華姫®は商標登録取得済み。

この規約(以下「本規約」)は、フルールトレシック(以下「FTC」)によって策定、管理され、実施されるフルールトレシック着物ドールリウム®認定講座(以下「本講座」)について定めるものです。本講座の受講希望者は、あらかじめ本規約の内容を十分にご理解、ご了承頂いた上で、お申込みくださいますようお願い致します。なお、本講座は女性限定の講座となっておりますので、予めご了承ください。

第1条(適用)

1. 本規約は、本講座のすべての受講者(以下「受講者」)が遵守すべき事項を定めたものです。受講者は本規約に同意した上で、本講座の申込みを行うものとします。また、受講者は、本講座の受講時において、本規約および FTC が定める規則等(別途配布し、または通知し、もしくは公式 Web サイトに掲載する受講要綱、条件、注意書き、その他の規定または規則を含みます)のすべてに同意しているものと見做します。
2. 本講座の内容は、別途配布し又は公表するカリキュラム等の通りとします。なお、本講座の内容、名称、カリキュラム、デザイン、指導方法、使用する材料は仕入れ状況、トレンド、社会状況、その他経営状況等を鑑み、変更や募集の終了等が予告なく生じる場合もあります。
3. 前項の変更等が生じた場合は、FTC は受講者に対し当該変更等の後遅滞なく通知するものとします。

第2条(認定講師)

1. 受講者は、本講座修了後、FTC 所定の方法により FTC より認定を受け、FTC の認める範囲において講師(以下「認定講師」)として活動することができます。ただし、FTC がその是非を検討した結果、認定を受けるべき技術に達していないと FTC が判断した場合、当該認定が不適切であると判断した場合、又はその他の事由により認定できない場合はこの限りではありません。なお、この場合の当該受講者が認定を希望する場合は、FTC 所定の方法により再受講をして頂くことがあり、この場合1カリキュラムにつき 5,000 円を再受講料として FTC または認定校に支払うものとします。
本規約における受講申込、本講座修了はすべての受講者につき当該認定を保証するものではないことを受講者は予め承諾するものとします。
2. 前項により FTC の認定を受けた認定講師が遵守すべき事項は、別途 FTC が定める認定講師規則の通りとします。

第3条(受講申込)

1. 本講座への申込みは、FTC 所定の方法によるものとします。
2. 申込(書)等の不備、誤記、遅延等、もしくは本規約について、受講者による不知、誤認があった場合、これらに起因する受講者の不利益は受講者の責任とし、FTC は責任を負いません。

第4条(受講料及び支払い方法)

1. 本講座の受講料は、FTC が定める料金表によります。
2. 受講者は、本講座の受講料を、FTC の指定する口座に振込み支払うものとします。なお、指定期日までに支払いがない場合、当該講座の申込みをキャンセルしたものとみなします。
3. 本講座の受講料及び諸費用の支払いにかかる手数料は、受講者負担となります。
4. 本講座当日の連絡なしでの欠席、途中退席その他いかなる理由にても、受領済みの受講料は返金しません。

第5条(キャンセル等)

受講者は、本講座の申込みをキャンセルしようとする場合は、FTC(認定校で受講される場合は各認定校)に対し所定の方法により通知する必要があります。なお、各講座のキャンセルやキャンセルチャージに関しては FTC 所定のキャンセルポリシーの通りとします。

第6条(受講契約の成立)

1. 本講座の受講契約の成立は、FTC が受講者の受講申込みを受理し、FTC 所定の審査後、受講者に対して本講座の受講概要等をメールその他にて発信した時点となります。
2. 前項の成立は、当該講座の開講を保証するものではなく、何らかの事由により FTC が講座の開催を中止する場合があることを、受講者は予め承諾するものとします。なお、この場合においても、受講者の交通費・宿泊費等その他の負担、及び当該中止で発生した受講者の損害や不利益について FTC は賠償する義務を負わないものとします。
3. 受講契約成立後は、FTC との間で日程調整し、可能な限り2回受講いただきます。なお、調整が整わず、またはやむを得ず日程を変更する場合は、FTC との合意のもとで別日に変更調整するものとします。

第7条(免責)

1. 本講座は、受講者が習得した知識や技術を用いて、収益が生まれることを必ずしも保証するものではありません。
2. 本講座で得たノウハウ、知識、技術・手法を受講者が利用する場合は、FTC が事前に認めた範囲内に限り忠実にこれに従い自己の判断と責任において行うものとし、その有効性、通用性、完全性、情報の正確性について、FTC はいかなる責任を負うものではなく、保証をするものではありません。併せて、その利用に際して生じた受講者の損害について FTC は一切の責任を負いません。
3. 本講座で使用する材料(FTC から提供されたものを含みますがこの限りではありません)の瑕疵又は受講者による過誤や誤認に基づく受講者の損害や不利益について FTC は責任を負いません。

第8条(秘密情報等)

1. 本規約の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報(以下「秘密情報等」)とします。
2. 秘密情報とは、受講者がFTCから提供された情報及び本規約に関連する情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上その他有益な情報及び秘密とされるべき情報をいいます。但し、そのうち開示することとなったFTCが書面によって事前に承諾した情報については除外します。
3. 個人情報とは、受講者がFTCから提供された情報及び本規約に関連する情報、並びにFTC関係者に関する情報の内、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず)をいいます。

第9条(秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止)

1. 受講者は、秘密情報等について、厳に保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、又、本規約の目的以外に使用してはいけません。
2. 前項に違反し、損害の発生が発覚した場合、FTCは被った損害の賠償を受講者に対し請求することができます。

第10条(知的財産権の取扱い)

1. 本講座に係る秘密情報等その他一切の情報、本講座において受講者に提供される教材、文書、印刷物、ソフトウェアその他データに関する著作権、商標、意匠、ノウハウ及びその他のすべての財産権(以下「本著作物等」)など、一切の権利はFTCに帰属し、かつ受講者には移転しないものとします。
使用权・決定権は全てFTC(星野久美)にあります。
2. 全ての受講者は、デザインの使用料としてFTCに納入する義務があります。
3. 受講者は、録音、録画、撮影、投稿、共有その他いかなる方法または媒体によるものかを問わず、FTCの本講座に関連する情報(レシピ、テキスト、講座中の模様その他一切を含みます)を記録し、又は複製、複写、アップロード等をしないものとします。ただし、受講者自身の演習のため等FTCが別途承諾した場合は、この限りではありません。
4. 受講者は、本著作物等に関する利用(商業利用を含みますがこの限りではありません)について疑義を感じる場合は、事前にFTCに確認しその指示に従うものとします。なお、本条項にかかる権利に関して受講者が被った損害又はトラブルについては自己の費用負担と責任でこれを解決しFTC又はFTC関係者に一切迷惑をかけないものとします。

第11条(禁止行為)

1. 受講者は、次の各号に該当する行為をしてはいけません。なお、受講者が本条項に反した行為を行った場合、FTC は、直ちに当該受講者との受講契約を解除することができ、受講修了後であっても、FTC に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することができます。
 - ①FTC 又は FTC 関係者の財産、著作権、商標権その他の知的財産権を侵害し又は侵害するおそれのある行為
 - ②『FTC』、『フルールトレシック』『着物ドールリウム®』『華姫』、その他 FTC が使用する名称と同じ又は類似する名称を無断で使用する行為(商業利用か否かを問いません)
 - ③FTC が提供する商品、技術・手法、サービスその他(本講座を含みますが、これらに限らず、以下「サービス等」と類似するサービス等を無断で使用、販売、提供等する行為
 - ④FTC で得たノウハウ、知識、技術・手法を無断で改変、又は販売し、もしくは自身が開発したものであるかのように利用する行為
 - ⑤独断で企業などと契約する行為
 - ⑥デザイン使用料として FTC への納入を怠る行為
 - ⑦FTC 又は FTC 関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つける行為
 - ⑧本講座の進行を妨げ、又はその他の受講者の迷惑となる行為
 - ⑨その他前各号に準ずる行為
2. 前項の規定により受講契約の終了が確定した場合、当該受講者は FTC に対して未処理役務の提供、受講料の返金等の請求はできません。

第12条(協議)

本規約に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた条項については、当事者間で誠意をもって協議し処理解決するものとします。

附則 令和3年1月末日制定・施行

署名：

